

開発援助への気候変動適応策の統合に関する閣僚宣言(仮訳)

OECD 加盟国政府は以下の事項を考慮し、

1. 気候変動は世界のあらゆる地域に影響を及ぼす恐れのある深刻で長期的な問題である。
2. 気候変動やその悪影響への適応は全ての国にとって高い優先順位を有するが、発展途上国、特に後発途上国及び小島嶼国はとりわけ脆弱である。後発途上国は気候変動の悪影響に対して最も脆弱であり、とりわけ貧困の蔓延は適応能力を制限する。
3. 貧困層は生きる糧を天然資源に大きく依存している。環境「コスト」は世界、国家及び地域レベルにおいて貧困層に最も重くのしかかるため、環境持続可能性は経済的及び人的発展にとって重要である。これらは世界の生活条件として不可欠なものであり、気候変動や環境汚染とともに、全ての政府が一致団結して取り組むべき問題である。環境劣化は経済発展の代価として避けられないものではない。
4. 気候変動への対応は、持続可能な経済成長及び貧困削減の達成に対する途上国の法制度上の優先事項を考慮して、社会及び経済発展と調整しつつ開発に即して総合的に行われるべきである。
5. 適応策及び温室効果ガス削減はどちらも気候変動対策にとって必要である。これらの対策は先進国・途上国双方にとって必要であり、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の目的および原則と合致するものである。
6. 気候変化と気候変動によるリスクが懸念され、適応が必要な脆弱な国に対する支援は例えば国連ミレニアム目標(MDGs)やヨハネスブルク実施計画などの国際的な合意を含む開発目標達成に貢献する。
7. 気候変動適応措置は「単独」の問題ではない。これも貧困削減戦略など国別計画などの開発政策の決定及び立案に組み込まれるべきである。
8. その他の環境と開発の課題への対応は気候変化及び気候変動への抵抗力醸成に貢献しうる。気候変動への適応は、砂漠化や生物多様性の減少など他の地球環境問題への対応策としばしば相乗効果を生むであろう。
9. OECD加盟国の環境機関・開発協力機関は、気候変動枠組条約第11回締約国会合で採択された気候変動の影響、脆弱性と適応に関する5カ年計画等他の国際的なイニシアティブを念頭に、他の関係者と協力しつつ、気候変動適応策の開発への統合に関する一貫した方法論の開発について高度な専門性を有する。

10. OECD 加盟国の開発援助機関は貧困軽減、および自然災害に起因する人的経済的損害の軽減に関し、途上国パートナーとの長期にわたる協働の経験がある。環境機関は、途上国の状況に応じた気候変動の影響及び適応に関する専門性を有する。これらの経験を組み合わせることで、気候変動によってもたらされる新たな課題への対策に利用することが可能である。

以下を宣言し、

- 1 本国政府内及びパートナー国との活動において、気候変動適用策の開発計画及び開発援助への統合を改善する。
- 2 この背景に基づき、加盟国は以下の作業を行うこと。
 - 2.1 開発支援機関及びその途上国パートナーにおいて、気候変動及びそれをもたらす影響に対する理解を促進すること。
 - 2.2 気候変化及び気候変動への適応策を開発強力活動(国別支援戦略、部門別政策枠組み、貧困削減戦略、長期投資計画、技術コンサルテーション、戦略的及びプロジェクトレベルの環境影響評価)に統合するための適切なエントリー・ポイントを設け利用すること。
 - 2.3 途上国パートナーが気候変化及び気候変動への脆弱性軽減に向けた取組を行う際、適応措置の特定や優先順位付けを支援する。また必要な場合、そのような配慮を「援助効果向上のためのパリ宣言」の原則と目的に沿って、幅広い部門別対策及び事業においても盛り込むことを支援すること。
 - 2.4 関連があり適切な場合、途上国パートナーによる国家適応行動計画(NAPAs)の実施を支援すること。
 - 2.5 開発行為における気候リスクに対応し、優先順位付けするための適切な手段を開発し適用する。これらの手段とアプローチは、関連する開発活動、長期開発計画及び投資の気候リスクへの曝露を評価するスクリーニングツール、関連するセクター活動の抵抗力の強化手法や地域計画に求められる意思決定システムや手段を含む。
 - 2.6 気候変化及び気候変動の影響に関する情報を開発担当者が適切に利用できるように改善する。これには気候モニタリング、気候監視データの分析及び解釈についての国内及び地域における能力開発、部門別及び地域別の気候変動による影響に関する情報の精度を高め、気候変動予測に伴う不確実な情報伝達を改善することを含む。また、適応措置の費用並びに配分及び越境移動の観点に関する情報の改善も含む。
 - 2.7 気候変動リスクの開発活動への統合及び各国の適応能力の強化努力の進捗状況を定期的に評価すること。

2.8 国境を越えたイニシアティブを推進し、南南協力を促進しつつ取組の重複を避けるために、影響と脆弱性評価及び適応策に関する共同行動を有する地域イニシアティブを奨励すること。

OECD に対し以下を促す。

1. 気候変動リスク管理及び手段と経験の共有を促進するために、開発協力を気候変動適応措置を統合するためのガイダンスを作成することを目的として、意義ある協調と気候変動の開発協力への統合に関する優良事例の共有を促進する。
2. 知見の現状をレビューし、経済的側面から見た適応、特に適応のコスト、便益及び配分の側面に関する新たな分析作業を開始すること。
3. 途上国において、気候変動の悪影響を軽減するため、特に農業及び土壌管理、水・漁業・沿岸管理、森林管理、災害リスク管理における適応政策及び適応技術の役割を検証すること。
4. 開発行動における気候変動リスクと適応策の統合に関する進捗状況及び途上国パートナーの適応能力向上の進捗状況を監視するための手法を開発すること。